

長崎県農業近代化資金利子補給実施要綱

制定

平成 19 年 3 月 30 日

最終改正

平成 27 年 5 月 8 日 27 農営第 123 号

(趣旨)

第 1 条 県は、農業者等の資本装備の高度化を図り農業経営の近代化に資するため、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）及び農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）に基づく資金を融通した法第 2 条第 2 項各号に掲げる融資機関に対し利子補給契約により利子補給金を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）及び長崎県農林部関係補助金等交付要綱に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

(支給の対象及び利子補給率等)

第 2 条 前条の利子補給金の支給の対象となる農業近代化資金の種類は次のとおりとし、利子補給率については別に定めるものとする。

- (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、加工又は流通に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（(4)に掲げるものを除く。）
- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金
- (4) 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの
- (6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（農業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金

2 利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで（以下「上半期」という。）及び 7 月 1 日から 12 月 31 日まで（以下「下半期」という。）の各期間における農業近代化資金につき、前項に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を 365 日で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給契約)

第 3 条 県は、第 1 条の利子補給金の交付を受けようとする融資機関と、利子補給契約書（様式第 1 号）により利子補給契約を締結するものとする。

(実績の報告)

第 4 条 規則第 13 条第 1 項の規定による実績報告書に添付する書類は、計算明細表（様式第 2 号）とし、その提出期限は上半期については 7 月 31 日まで、下半期については 1 月 31 日までとする。

（利子補給金の交付）

第5条 知事は、利子補給金について、融資機関から規則第16条の規定による請求があった場合において、これを適当であると認めたときは、毎年上半期分を9月末までに、下半期分を3月末までに支払うものとする。

（利子補給金の交付手続きの特例）

第6条 この要綱による利子補給金の交付については、規則第21条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合するものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか利子補給金の交付にあたり必要な事項は、別に定める。

付則

この要綱は、平成18年度の予算に係る農業近代化資金の利子補給から適用する。

付則

この要綱は、平成27年度の予算に係る農業近代化資金の利子補給から適用する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

長崎県農業近代化資金利子補給契約書

長崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し利子補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

第 1 条 甲は、乙が融資した近代化資金につき、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）及び長崎県農業近代化資金利子補給実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日制定。以下「要綱」という。）の定めるところにより乙に対し予算の範囲内で利子補給金を交付する。

第 2 条 乙の貸付に関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承認書を交付することによって行うものとする。

第 3 条 乙は、前条の利子補給承認書の交付を受けたときは、その日から 2 ヶ月以内に貸付を行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により、乙が特に必要と認めたときはこの限りではない。

第 4 条 乙の貸付の弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することによって行うものとする。

第 5 条 乙は、第 3 条の規定による貸付を行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付の弁済期限等を変更したときは、遅滞なくその旨を甲に報告するものとする。

第 6 条 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、要綱第 2 条に規定する方式により算定した額とする。

第 7 条 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、要綱第 2 条に規定する 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に分けて利子補給金の額の確定後、すみやかに利子補給請求書により行うものとする。

第 8 条 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

第 9 条 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければ

ならない。

第 10 条 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。

2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が規則、要綱又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

第 11 条 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し、甲が報告を求めた場合、又は甲の任命した職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

第 12 条 この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度、甲乙両者協議により定めるものとする。

第 13 条 この契約により疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。

第 14 条 この契約の証として本契約書 2 通作成し、甲及び乙において各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 長崎県知事

乙 (融資機関名)

(代表者氏名)

